



規則様式第2（規則第6条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

2026年 6月 1日

鳥取県知事 様

JR西日本山陰開発株式会社
代表取締役社長 藤原芳郎
島根県松江市朝日町字伊勢宮472番地2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
シャミネ鳥取
鳥取県鳥取市東品治町111番地1
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 鳥取駅ショッピングプラザ
鳥取県鳥取市東品治町111番地1

(変更後) シャミネ鳥取
鳥取県鳥取市東品治町111番地1
- 変更の年月日
(1) 2026年 6月 1日
- 変更する理由
店舗名称について、実態に合わせた届出名称にするため。